

選べなかった命 — 出生前診断の誤診で生まれた子 —

日本において、胎児の障がい理由とした人工妊娠中絶が認められていないことは意外に知られていない。このような状況下、出生前診断で「異常なし」と診断された胎児が、実際は多くの合併症を持ったダウン症児としてこの世に生まれ、わずか3ヶ月の短い人生に幕を閉じた。母親は誤診した医師を相手取り「出産するか中絶するか自己決定する機会を奪われた」と提訴した。

本件には「障がい児は生まれてこないほうがいいのか」「何に対する損害なのか」と多くの批判的な声が聞かれた。著者も当初は世間の声と似たような感情を持ち「この女性に会わなければならない」と取材を始めている。5年に及ぶ丁寧な取材過程で母親の本心が紐解かれていく。実はこの裁判は「誤診のため生まれ、つらい人生を送らなければならなかった子に謝罪してほしい」というはずも日本初のロングフルライフ訴訟だったのだ。

本書は母親のみならず、医療者や障がい当事者などさまざまな「命を選ぶ」という問題に直面した／している人々への聞き取りも合わせ構成されており、現在の出生前診断の在り方や優生思想の歴史をふまえたうえで、「対話を積み重ねなければ」という著者の言葉にもあるように、今一度「障がい」に対して議論することの重要性を問う1冊である。

よした まちえ
吉田 幸恵（群馬バース大学保健科学部教養共通教育部講師）



- 河合 香織 著
- 文藝春秋
- 2018年初版
- 1,700円(税別)

ロングフルライフ(Wrongful life)訴訟

子が重篤な先天性障がいを持って生まれた場合に、医師の過失がなければ障がいを伴う自分の出生は回避できたはずである、と主張して「子自身」が主体となって提訴する損害賠償請求訴訟。また同じ状況において、「子の親」が主体となって提訴する場合はロングフルバース訴訟という。アメリカでは過半数の州でロングフルバース訴訟は成立しているが、ロングフルライフ訴訟については大半の裁判所が成立の可能性を否定している。障がいがあるとうと生命は法的な損害を構成するものではないことや、子の障がいは医師の過失によって生じたものではないことなどがその理由である。

ヤングケアラー — 介護を担う子ども・若者の現実 —

少子高齢化が進む日本では、家庭内のことを担う余裕がなくなってきている家族において、子どもや若者が介護やケアに動員されることが生じている。

本書は、日本社会では想定されておらず、認識されることの少なかった介護者、ヤングケアラーに光をあて、その実情を明らかにしようとした書である。日本におけるヤングケアラー研究のパイオニアである著者が、関係者へのアンケートやフィールドワークなどから得られたデータに基づき、子どもがなぜケアを引き受けることになるのか、ケアをすることでどのような影響を受けているのか、どのような支援を必要としているのか、日本ではどのような取り組みが求められるのかを明らかにしている。また、元ヤングケアラーの若者の語りを分析することを通じて、ケアラーであることや学校生活をめぐり、ヤングケアラーがどのような葛藤を経験しているのかを示している。

豊富なデータを平易な文章で読み解く本書は、日本におけるヤングケアラー研究の歩みと到達点を把握するのに最適である。また、ヤングケアラーに温かく寄り添い、その心情を細やかに描き出す記述には、ヤングケアラーと共に活動していくための示唆が多く含まれている。

もりた くみこ
森田 久美子（立正大学社会福祉学部教授）



- 澁谷 智子 著
- 中央公論新社
- 2018年初版
- 800円(税別)

ヤングケアラー

ヤングケアラー(young carer)とは、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」(一般社団法人日本ケアラー連盟)のことである。ケアを要する人は、主に、慢性的な病気や障がいのある親や、高齢の祖父母であるが、きょうだいや他の親族の場合もある。適切なサポートを得られず、年齢や能力に見合わない過重なケア責任を引き受けている場合、その子どもは学校生活や進路等に否定的な影響を受けることがある。

理系女性のライフプラン — あんな生き方・こんな生き方 研究・結婚・子育て みんなどうしてる? —

本書は、我が国の女性研究者支援事業を牽引してきた東北大学で大学院生時代を過ごした女性研究者たちが集めた研究と育児の両立をめざしたライフプランの事例集である。

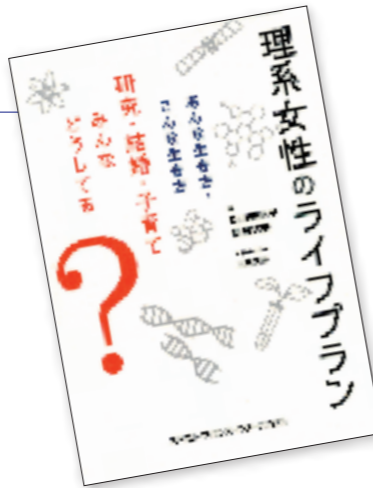
文部科学省は、平成18(2006)年度から「女性研究者支援モデル育成」事業を開始した。平成28年には15.3%になった女性研究者比率だが、事業開始前の平成15年は11.2%で、今なお国際的には低位である。そのため支援事業では、女性研究者の増加と研究継続のための環境整備が主要な内容である。

東北大学は平成18年度の採択校のひとつであり、大学院生による出前講座によって、理系を選択する中高生を増やそうという「サイエンス・エンジェル」の取り組みは、他大学のモデル事業ともなった。

こうした女性研究者支援が進む一方で、大学教員の任期制も進行した。彼女たちは、学位取得後も数年単位の任期付研究員として、いくつかの大学・研究機関を移りながら、別居婚や妊娠・出産を経験することとなる。しかし、彼女たちは研究も出産もあきらめなかった。研究も育児も両立可能だと信じて一歩を踏み出し、さまざまな困難を乗り越えながら、(中には任期がつかずに一旦家庭に入った人もいるが、その期間をデータ整理や論文執筆にあてて)研究を継続するのである。

どんな状況でも研究を続けるという女性研究者が育ったことが、女性研究者支援事業の何よりの成果だということを本書は示している。

のより ともこ
野依 智子（公立大学法人福岡女子大学国際文理学部教授）



- 丸山 美帆子
長濱 祐美 編
- 大隅 典子
アドバイザー
- メディカル・サイエンス・インターナショナル
- 2018年初版
- 1,500円(税別)

任期付研究員

平成8年10月29日の文部科学省大学審議会答申「大学教員の任期制について」では、教員自身の能力を高め、大学における教育研究の活性化を図るために任期制が検討され、多くの大学で導入された。しかしその後、若手研究者の安定した研究環境の必要性から、任期付きで採用された研究者が審査を経て安定的な雇用に移行する「テニュアトラック制」が導入されている。また、平成28年度からは若手研究者の無期雇用を促進する「卓越研究員」制度も開始された。

フェミニスト・ファイト・クラブ — 「職場の女性差別」サバイバルマニュアル —

大統領候補や上場企業役員で女性が珍しくない米国にも、女性差別は根強く残っている。同時期に入社した男性より昇進が遅かったり、同じ仕事をしていても男女で収入差があったりする。それだけではない。コーヒーを淹れさせたり、会議でメモを取らせたりするなど、専門職のはずの女性に補助的な役割を言いつけることさえあるという。

意見を言っても無視され、手柄を横取りされ、自己主張すれば嫌な女扱いされ…こうしたことが続き、女性が自信を失い自己評価を下げていく様は、日本の職場実態を知る者として「同じだ!」と思うところが多かった。

対抗策として、著者は友人たちと小さな女性グループを作った。それが、本書タイトルになっている「フェミニスト・ファイト・クラブ」だ。月に1回、誰かの家に集まり、美味しいものを食べながら仕事の近況を話す。多くは愚痴であり、差別的な上司や同僚、職場に対する怒りの共有である。

本書の付加価値は課題とセットで処方箋を提示したところにある。例えば喋り方で言うと、女性が使いがちな決まり文句をやめること。他にも職場での座る時の態度や、「オフィスの家事」のあり方などについて具体策を提供し、多くの働く女性をエンパワーする。

じぶ
治部 れんげ（昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員/ジャーナリスト）



- ジェシカ・ベネット 著
- 岩田 佳代子 訳
- 海と月社
- 2018年初版
- 1,900円(税別)

オフィスの家事

会議室の設営や社内パーティの準備など、必要ではあるが成果として認められない、職場におけるケアワーク全般を指す。本書によれば、女性はオフィスの家事を多く割り当てられているようだ。対策として、やった仕事を記録すること、交代制にすること、何よりノーを言うことと対価を求めることを提案している。日本の職場でも、かつてよりは減ったものの、女性は来客にお茶を淹れたり、取引先を接待する時に相手を喜ばせたりする役割を期待されがちである。本気で女性活躍を考えるなら、こうした風習は気づき次第、やめていきたい。